

令和3年12月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和3年12月16日(木) 開会 午前10時
閉会 正午

場所 第3委員会室

出席委員 横川雅也委員長

関根信明副委員長

日下部伸三委員、梅澤佳一委員、宇田川幸夫委員、立石泰広委員、
並木正年委員、醍醐清委員、高木真理委員、蒲生徳明委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

小野寺亘総務部長、廣川達郎税務局長、堀光美知子人財政策局長、
田中勉契約局長、若林裕樹参事兼税務課長、片桐徹也人事課長、
谷戸典子職員健康支援課長、須田茂利文書課長、松澤純一学事課長、
岩崎正史個人県民税対策課長、鶴見恒管財課長、吉田雄一統計課長、
森田克枝総務事務センター所長、丸山正太郎行政監察幹、小川裕嗣入札課長、
吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、渡邊和貴県営競技事務所長

岡精一秘書課長

水草浩一参事兼河川砂防課長

阿部隆人事委員会事務局長、

田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、山岸盛三任用審査課長

[県民生活部関係]

真砂和敏県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
岩崎寿美子県民共生局長、田沢純一参事兼オリンピック・パラリンピック課長、
小田恵美県民広聴課長、浅見健二郎広報課長、田辺勝広共助社会づくり課長、
渡邊淳一人権推進課長、加来卓三文化振興課長、久保佳代子国際課長、
廣川佳之青少年課長、浪江美穂スポーツ振興課長、小川美季男女共同参画課長、
若松孝治消費生活課長、菅原誠防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第151号	令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第12号）のうち総務部関係	原案可決
第159号	工事請負契約の締結について（社会資本整備総合交付金（河川）工事（庄兵衛堀川・導排水路工））	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第4号	教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育をもとめる私学助成についての請願	不採択

所管事務調査（県民生活部関係）

「埼玉県犯罪被害者等支援条例」制定・施行後の取組について

報告事項（県民生活部関係）

埼玉150周年記念事業について

【付託議案に対する質疑（総務部関係）】

宇田川委員

- 1 今回の税務システム改修の補正額が、当初予算と比較して大幅に増加している主な要因の詳細を伺う。
- 2 国のOSSシステムの対象が軽自動車にも拡大されることにより生じる具体的なメリットは何か。

参事兼税務課長

- 1 令和5年1月から、国のOSSシステムの対象が新車新規検査時の軽自動車にも拡大されることに伴い、改修が必要となった。令和2年度の国の説明では、国のOSSシステムと県の税務システムとの納付情報の連携方法は従来どおり変更ないというものであった。県では、その方針に従って積算し、令和3年度の当初予算に計上した。その後、納付情報の連携方法について、地方税の全税目の収納に対応するよう国が進めているeLTAXの「地方税共通納税システム」を経由する方向に大きく変更されたことから、主にその分のシステム改修費用が増加したものである。
- 2 軽自動車の新車新規検査手続を行う方にとっては、手続窓口に出向く必要がなくなることや、窓口の受付時間外でも申請や納付が可能となることなどがメリットとしてある。また、受付事務を行う行政機関等においても、電子データで申請等を受け付けることでオンラインでの自動審査が可能となることや、紙での申請書等の保存が不要となることなど、事務負担の軽減につながるものと考えている。

宇田川委員

- 1 今回の補正額の中で、eLTAXを経由することとなった部分の予算はどの程度か。また、これは全額国費で賄われるのか。
- 2 今回のOSSへの軽自動車の導入について、どのように広報を行っていくのか。

参事兼税務課長

- 1 今回の補正額の大半は、eLTAXを経由することとなったシステム改修への対応である。また、国からの仕様の提示が遅くなったことから、翌年度で行う計画としていた連動試験についても一体で予算化させていただいている。そのほかには、OSSシステムの連携が変更となるので、普通車についても連携方式を変更するための改修がある。また、今回のシステム改修の費用は交付税措置される。
- 2 OSSについては、彩の国だよりや自動車の関係団体へのPR等を含め、国と連携しながら広報を実施していく。

立石委員

第159号議案について、入札結果を見ると入札金額が3者同額となっているが、考えられる要因は何か。また、総合評価では何を評価し、どこで差が生じたのか。

参事兼河川砂防課長

調査基準価格で同額となったのは、受注者の高い受注意欲の表れとともに、次の二つの

要因があると考えている。一つは、入札の透明性を高めるべく、積算基準などの公開範囲を拡大しており、例えば、歩掛や単価については、県の積算標準だけでなく、調査基準価格の算出方法も公表している。二つ目として、受注者の積算能力が向上しているためであると考えている。また、総合評価方式では、価格や安全管理を高めるための技術提案だけでなく、配置予定技術者の技術能力として施工経験、企業の社会的貢献度としてボランティア活動の実績なども評価項目としている。差が生じた主な箇所は、このうちの技術提案の項目である。具体的には、地上から深さ10メートル程度の立坑内で施工するための作業員に対する事故防止などの安全対策の提案内容が、当該業者が最も優れていた。

立石委員

技術評価点で0.2点差となっているが、これはほぼ同じような評価だったとも言えるのか。

参事兼河川砂防課長

合計値では微妙な差となったが、個々の評価項目で見ると差があったということである。

立石委員

工事の内容について、左岸側でなく右岸側に立坑があるのはなぜか。

参事兼河川砂防課長

工業団地調節池までの距離を考慮するとコスト面で左岸に流入施設を設けることが望ましい。しかしながら、現地状況写真を御覧いただくと分かるように、左岸には工場等が張り付いており、用地交渉に掛かる期間や、比較検討時に考慮していない支障物移転に要する費用もあることから、総合的に判断して、右岸側から導水する構造を採用した。

立石委員

契約時における確認票や材料承諾書では、県産品を使用するよう努めることとなっており、材料承諾書では県内工場や県内本社か、また県産品不使用理由を記載することとなっているが、これらを一つ一つ確認するというのか。

参事兼河川砂防課長

県産資材の活用促進については、契約や施工の各段階で受注者に対し、3段階で要請や確認を行っていく。1段階目では、契約時、契約約款で確認する。2段階目では、工事着手前、施工計画書で確認する。3段階目では、施工段階に材料承諾書で確認する。県内資材の利用をしっかりと確認し、要請していく。

立石委員

県産品の価格が高い場合など、県外品を使用する場合について県はどのように考えているか。

参事兼河川砂防課長

企業活動について、行政が強くと出過ぎると技術開発や適正な競争等が阻害されることもある。一方で、県内企業の育成や県経済のことも考え、バランスを見ながら3段階で要請していく。

並木委員

- 1 深さ10メートル程度での施工とのことだが、10メートルは意外と浅いと感じる。建物や路面への影響は大丈夫か。また、合成鋼管の今後の改修の目安はあるか。
- 2 OSSの導入前と導入後について、事務の効率化はどの程度図られるか。

参事兼河川砂防課長

- 1 技術基準に基づきトンネル直径の1.5倍の深さを確保しているため、他のトンネル工事と同様な安全は確保されている。周辺への影響把握のため、工事の事前・事後に周辺建物の調査を実施する予定である。また、一般的にコンクリート構造物の耐用年数はおおむね50年程度である。点検を行う際には管内部を空にすることができる構造としている。

参事兼税務課長

- 2 現在は、紙の申告書で、申告内容の「用途」や「型式」などについて、主に車検証と照らし合わせてチェックを行っている。システムにより電子データが送られてくると自動審査となるため、この作業が不要となる。例えば、現在、普通車の新車新規登録では約75%がOSS申請となっている。軽自動車の新車新規検査についても、仮に75%程度までOSS申請になった場合は、約65,000台分がOSSでの自動審査が可能となり、事務負担の軽減につながるものと考える。

並木委員

耐用年数が50年程度とのことだが、その間に建物へ被害があった場合はどのように対応するのか。

参事兼河川砂防課長

施工途中若しくは施工を原因として被害が生じた瑕疵は受注者が、一方、工事完了後、県が引渡しを受けた後に被害が生じた場合や、管理瑕疵によるものについては管理者である県が対応するのが一般的である。

並木委員

地上部については原因がはっきりしないなどNEXCOでもいろいろと問題があったが、県が引き渡しを受けた後、地上部に被害が生じた場合の原因の所在は確認するのか。

参事兼河川砂防課長

河川構造物としての点検は、堤防等と同様に行っていくこととなる。明らかに県に瑕疵があるものは県が、自然災害によるものは自然災害として扱うが、判断がつかないような場合は、有識者等を交えて科学的な根拠に基づき瑕疵がどこにあるか確認していくことが一般的である。

高木委員

- 1 OSS導入について、先ほど答弁があったメリット以外に、県民が直接受けるメリットなどはあるか。
- 2 入札金額が並ぶ理由は、積算根拠によるものや企業の積算能力の向上によるものとの

答弁があったが、それを前提にすると、これから県が発注する大規模な工事でも金額がそろそろ傾向なのか。技術評価点での差しか生じなくなるということなのか。

参事兼税務課長

- 1 OSSが導入されている普通車では、新車新規登録時に国の運輸支局に支払う手数料が、窓口申請よりも低額に設定されており、県民の負担が少なくなっている。軽自動車の新車新規検査については、まだ決定していないが、同様のメリットが期待できるのではないかと考えている。また、自動車販売業者が代行する場合に負担している代行手数料等についても低額になるのではないかと考えている。

参事兼河川砂防課長

- 2 本案件は総合評価方式を採用しており、価格だけでなく、技術と総合的に優れた者を選んでいる。一般論になるが、入札金額に差が生じなくなっており、くじ引きも発生している傾向である。国でも同様であり、総合評価方式やプロポーザル方式を採用するなど、新しい入札制度の在り方を毎年検討していることから、国の動向を見ながら対応していく。

日下部委員

- 1 151号議案の財源は交付税措置とのことであるが、令和3年度のみか、令和4年度も措置されるのか。また、県のシステムのベンダーはどこか。
- 2 159号議案について、吐出部はなぜ別途工事としているのか。また、今回の工事における受注者の補償期間はいつまでになるのか。

参事兼税務課長

- 1 令和3年度は交付税措置が講じられており、令和4年度については国で調整中と聞いている。また、県の税務システムのベンダーはNEC、県のOSSシステムのベンダーは株式会社日立製作所である。

参事兼河川砂防課長

- 2 吐出部はコンクリート構造であり、今回の工事と内容が異なることから別途工事としている。補償期間は工事請負契約約款の56条に基づき2年となる。

前原委員

- 1 システム改修について、国の仕様が大幅に変更になったことにより、職員の負担が増えているのではないかと思うが、現在の状況について伺う。
- 2 工事中、工事車両の出入りなどによる周辺への環境変化が考えられるが、地元に対して、工事に関する情報提供はどのように行うのか。また、立坑の深さが10メートルということだが、労働者の作業安全管理体制の強化について県はどのように対応していくのか。

参事兼税務課長

- 1 まだOSSの具体的な改修を実施しているわけではないので、この件について、現在、職員の残業等が発生しているということはない。

参事兼河川砂防課長

2 地元の久喜市や工業団地の工事箇所に隣接する工場、久喜菖蒲公園管理者、関係地権者等に対して、導排水路工事の概要や工事着手予定時期、完成までのスケジュールについて説明している。本契約後に工業団地及び地元自治会に対して回覧等により改めて工事概要や工期、工事車両等に関して周知する予定である。また、到達立坑側については、公園利用者への周知が必要になるため、現地へ工事のお知らせ等を掲示する予定である。安全管理については、県の仕様書で、受注者は常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害を防止しなければならないことになっている。受注者は、工事着手前に、工事手順や安全管理などをまとめた施工計画書を発注者に提出するので、県監督員は、労働安全衛生法などの諸法令を遵守しているかなどを確認する。加えて、総合評価方式の技術提案では、立坑内で施工する作業員に対する事故防止など安全管理面の提案を求めている。法令遵守はもとより、この提案の履行確認により安全対策を徹底させる。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第4号関係）】

前原委員

本請願は、教育予算の増額、私学に通わせる保護者の学費負担の軽減、新型コロナウイルス感染症の拡大による家計急変家庭への緊急補助制度の創設、運営費助成について生徒一人当たりの単価が国の基準になるように増額してほしいというものである。署名の追加提出があったということで、追加が2,368名、合計32,702名の署名が添えられ、請願理由が大変丁寧に書かれている。コロナ禍による学校現場でのICT化による設備新設と維持費にお金がかかること、教員の多忙化、教員の絶対数が足りない中で、私学ならではの教育を展開し、多様な生徒への教育が可能な学校環境を独自の理念で整えている。裕福な家庭の子が通うのが私学であるとか、県立に届かなかった生徒が通うのが私学ではなく、生徒が生きていく上で必要な学校環境を独自の理念で整えているのが私立学校である。請願者の話によると、学校でタブレットを購入したいが財政的に大変で、保護者から寄付を募ることもあり、保護者の負担が増えている。先生方は不登校対策チームを作って子供の学ぶ権利を最大限保障するために頑張っている。このような努力に報いるためにも、未来を担う子どもたちのために、教育予算を増額して埼玉の私学教育の良さを発展させるためにも、是非ともこの請願については採択すべきと思うのでよろしく願います。

並木委員

反対の理由であるが、例えば直近で見ると、埼玉県は47都道府県で運営費補助が46位と下位であり、23位の奈良県と比べ4万円ほど埼玉県のほうが低いということになっている。ただ、父母負担軽減補助に関しては、23位の岡山県が16,162円で、埼玉県は4位の95,000円、8万円ほど埼玉県が上回っている。平成15年12月定例会で、学校の運営費よりも父母負担への助成の割合を高くするという決議を行っていることから、運営費の助成について求めている本請願には反対である。

日下部委員

不採択の立場で発言する。私学助成制度は、運営費補助と父母負担軽減補助との二つの

柱の兼ね合いにより成り立っている。本県の父母負担軽減補助は全国でも最高の水準にあり、両者を合算すると国の標準額を上回っている。また、家計急変家庭への補助は父母負担軽減補助で対応しているところである。さらに、父母負担軽減補助の充実により、私立学校の生徒数の確保にもつながっており、私立学校の経営の健全化や運営の一助となっていると考える。厳しい財政状況に鑑みると、限られた財源を有効活用するためには、経済環境や社会情勢を踏まえた重点化や配分を考慮すべきであり、単に大幅に拡充することを求める本請願には賛成できない。

【所管事務に関する質問（「埼玉県犯罪被害者等支援条例」制定・施行後の取組について）】

宇田川委員

- 1 提出された資料の「2 相談・支援の充実」のうち「相談件数の推移」を見ると、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの相談件数が、アイリスホットラインを含め、年々増加しているが、その原因は何か。
- 2 「年齢別相談件数の推移（アイリスホットライン）」を見ると、10代や20代の相談件数の割合が増加している。若い方にアイリスホットラインの周知をどのように行っているのか。
- 3 「市町村の犯罪被害者等支援条例制定状況」を見ると、徐々に市町村数が増加してはいるもののペースが上がらない。原因はなにか。また、ペースを上げるためにどのような取組をしているのか。
- 4 「5 今後の課題」のうち、「犯罪被害者支援団体との連携」について、団体に対し、県の支援が必要と考えるが、どのような取組を行っているのか。

防犯・交通安全課長

- 1 性暴力等犯罪被害専用相談電話であるアイリスホットラインを含めた全体の相談件数は、資料のとおり、平成30年度が2,440件、令和2年度が3,593件で前年対比807件、29.0%の増加となっている。特に、アイリスホットラインの相談件数は、平成30年度が552件、令和2年度が1,730件で前年対比656件61.1%の増加となっており、相談件数全体の約5割を占めている状況である。刑法犯認知件数が減少傾向にある中、相談件数が年々増加傾向にあり、広報啓発活動によって相談窓口等が県民の皆様にも周知されてきているものと考えている。
- 2 アイリスホットラインで10代や20代の若い方の数が多いという点だが、年齢別相談件数を見ると、各年齢層とも相談件数が増加傾向にあり、10代と20代で全体の半数を占めている状況にある。若い方への周知について、令和2年度は、高校1年生の男女を対象に、性暴力被害の内容や被害に遭った場合の相談窓口などを記載したアイリスホットラインカードを配布した。本年の11月、未成年者の性暴力被害防止のため、幼児・小学生向けと中・高校生向けにアイリスホットラインに関する案内を新たに作成し、教育局等を通じて約2,000校にデータ配布をしている。各学校には、保健だより等のチラシに掲載してもらい、幼児や児童が家庭に持ち帰っていただくことで保護者にも見ていただいているような状況である。
- 3 各市町村が同レベルの支援を行うことが理想であるが、県内63市町村のうち条例制定が15市町、犯罪被害者支援に関する内容をホームページに掲載しているのが26市町、広報紙に被害者支援の記事を掲載しているのが13市町で、自治体によって犯罪被害者の支援に対する温度差が見受けられると感じている。犯罪被害者等の被害からの早期回復や再び平穏な生活を営むことができるようにするためにも、県から市町村に対し

て、条例の制定をはじめ、犯罪被害者等に対する支援について、積極的に働き掛けを行っていききたい。

- 4 県内において、犯罪被害者支援の活動を行っている団体は、2団体を把握している。現在、2団体の活動実態の確認や、団体が主催するセミナーへの参加などを行いながら、団体との意見交換を行っている。今後も支援団体との情報交換等を行いながら、相互間の連携を図っていききたい。

宇田川委員

- 1 相談件数が増加しているが、相談員の増員は行わないのか。
- 2 若い方からの相談で、解決に結び付いているのはどの程度か把握しているのか。
- 3 市町村との連携について条例に明記しているわけだが、市町村への周知や連携が足りていない要因について伺う。
- 4 犯罪被害者支援団体は2団体とのことで、情報交換以上の支援もこれから必要になってくると思うが、意見交換をする中で、県でできる支援内容を見出せていないのか。

防犯・交通安全課長

- 1 平成30年度は防犯・交通安全課に1名、援助センターに6名の相談員が配置されていたが、本年は防犯・交通安全課が2名、援助センターが8名とそれぞれ1名と2名増員をさせていただいている。本年、増員しているので、業務には支障がないと考えているが、今後また相談件数の増加の推移を見据え、検討していききたいと考えている。
- 2 大変恐縮だが、若い方からの相談がどれくらい解決に至っているのか統計的に数値はとっていない。何をもちょう解決とするか個人差があると考えている。
- 3 市町村へアンケートをとったところ、市町村からは、条例制定に対して人的な不足があるとか、制定に必要な知識不足が要因としてあげられていた。そこで当課では、各市町村に対して個別の相談対応、働き掛けを行っているところである。
- 4 現在2団体の活動実態は把握していないため、どれくらいの予算がかかっているのかという部分も含め、団体からいろいろ話を伺っている途中である。そのため、どのような点で予算が不足しているなどの実態が依然把握できていないため、まずは実態把握をして、今後こういった支援ができるか検討していききたいと考えている。

宇田川委員

- 1 若い方々からの相談で、どれくらい解決に結び付いているのかを把握して統計を取るなど、今後検討や研究を行っていただきたいと思うがどうか。
- 2 市町村によっては、人的な不足や制定に必要な知識がないといった要因があるとのことだが、しっかりと対応できるようにすべきではないか。

防犯・交通安全課長

- 1 今後、相談対応をした後、統計を取るなど考えていききたい。
- 2 市町村の担当者には、個別に働き掛けを行っている。市町村の温度差が埋まるように、働き掛けは継続的に行っていききたい。